

証票紛失（破損）時の再交付手続について

1 紛失の場合

(1) 最寄りの警察署へ、遺失物届又は盗難届（以下「各種届」といいます。）を提出してください。

その際、警察署の課係名、届出年月日、各種届の受付番号を確認してください。

※ 証票紛失の態様によっては、各種届の趣旨になじまない場合があります。この場合は、警察が相談を受け付けた際に記録する番号（以下「相談番号」といいます。）をもって、各種届の受付番号の代わりとします。

【各種届の適用例】

- ・遺失物届の場合・・・証票を外出中に落とした、忘れた場合
- ・盗難届の場合・・・証票を貼付した看板をチェーン等で固定して掲示していたが紛失しており、盗難されたおそれが高い場合

【各種届になじまない例】

- ・証票を自宅（事務所）か外出時に紛失したか分からない場合
- ・証票を貼付した看板をチェーン等で固定せず掲示し紛失した場合

(2) 県選挙管理委員会へ再交付申請書と理由書を提出してください。

※ 再交付申請書の「再交付の証票を貼付する立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地」欄には、証票交付申請書に記載している（紛失時の）事務所の所在地を記載してください（事務所の所在地を移動する場合には、別途「政治活動用事務所の異動届出書」が必要です。）。

※ 理由書の6には、(1)で確認した警察署名・課係名、届出年月日、各種届の受付番号（相談番号）及び届出者の氏名を記載してください。

(3) 県選挙管理委員会から警察署へ連絡し、届出を確認後、証票を交付します。

2 破損の場合（看板ごと破棄した場合も含む）

(1) 県選挙管理委員会へ、再交付申請書、理由書、破損した証票を提出してください。

※ 再交付申請書の記載方法については1（2）の場合と同様になります。

※ 理由書の6の記載に代わり、7の貼付欄に破損した証票を貼ってください。

(2) 県選挙管理委員会から証票を再交付します。